

群馬県立県民健康科学大学 地域連携センター
看護職研究支援事業実施要項

改正：平成26年3月10日

群馬県立県民健康科学大学 地域連携センター

1. 事業目的

県立の医療系大学として、大学が所有する知的財産や研究成果等を活用し、県内の看護職者の研究活動を支援することを通して、研究能力の向上と県民の健康の保持・増進に寄与する研究成果の産出に貢献することを目的とする。

2. 事業概要

(1) 事業内容

群馬県内の病院、行政機関、健診機関、訪問看護ステーション、福祉施設、事業所等に所属する看護師、保健師、助産師を対象とし、研究活動を支援する。

ア 看護研究セミナー

看護研究を実施する際に必要な研究の基礎的知識を習得するための講義・演習を行う。

イ 看護研究個別支援

研究テーマに沿って看護研究の一連の過程を研究支援教員が支援する。

(2) 運営

ア 看護研究セミナー

看護研究セミナーの講師については、原則、本学教員が担当する。看護研究セミナーのテーマ等については、講師を担当する教員と看護職研究支援事業責任教員等が協議の上、決定する。

イ 看護研究個別支援

看護職研究支援事業責任教員が受講者からの申請に基づき、受講者及び研究支援教員の研究実施について助言・相談を行う。運営は、看護研究支援事業責任教員が担当し、実務（研究支援）は研究支援教員が行う。

①支援する研究

義務的に行う研究ではなく、受講者が主体的に行う研究であること、県内の看護の質向上につながる研究、看護研究能力の向上に直結する研究であることを条件とする。支援の申し込み件数が多い場合は、一定件数に限ることがある。

②支援事業への適用の決定

所定の受講申込書をもとに、看護職研究支援事業責任教員が適切な研究支援教員を選定する。研究支援教員に相談し許可が得られた後、受講申込者と面談した上

で、研究内容・意図などを十分把握し、支援事業の適用の可否を決定する。

③研究支援の方法

受講者が主体的に研究をすすめることを原則とし、研究支援教員の支援は、期間を最大1年間（当該年度末まで。ただし、受講者から所定の方法で継続支援の申し込みがあった場合は、次年度も継続して支援を行うことができる。）とし、本学に受講者が出向いての支援とする。支援回数は、各研究支援教員と受講者との相談にて決定する。

④研究に関わる経費

研究支援を受けるための来学の際の経費を含めて、研究に要する費用は、受講者の負担とする。研究支援教員が必要に応じて現地に出向く場合には、大学の事業経費の範囲内で行い、謝金等は不要とする。

3. 研究支援受講受付方法等

(1) 看護研究セミナー受付

看護研究セミナーの受講を希望する者は、所定の受講申込書を、本学地域連携センター宛てに提出する。セミナーの定員は各回40名とし、申込多数の場合は抽選を行う。看護研究個別支援の受講希望者は、このセミナーを全回受講することを条件とする。

(2) 看護研究個別支援受付

看護研究個別支援の受講を希望する者は、所定の受講申込書を、本学地域連携センター宛てに提出する。本学では、看護職研究支援事業責任教員が研究支援教員の選定を行い、決定する。決定にあたり、受講申込書で必要な情報が得られない場合は、事前に看護職研究支援事業責任教員が情報を収集し補足する。なお、研究支援教員の選定は、研究テーマ、教員の専門領域、申込者が所属する施設等を考慮して行う。

(3) 看護研究個別支援における看護研究テーマ及び支援内容

研究テーマ及び研究支援内容については、研究支援教員決定後に、所定の研究計画書をもとに研究支援教員と面談を行い、決定する。

(4) 看護研究個別支援受講報告

研究支援期間の終了時には、受講者は所定の受講報告書に支援期間における指導回数・内容、及び研究成果の公表の予定について記入し、研究支援教員に提出する。